

総務くらし建設委員会会議録

開 会 日	令和5年6月19日（月）午前9時30分	
閉 会 日	令和5年6月19日（月）午前11時06分	
場 所	長久手市役所本庁舎 2階 委員会室	
出席委員	委員長 野村 弘 副委員長 さとうゆみ 委 員 川合ともゆき ささせ順子 田崎あきひさ にしだ亮太 水野勝康 山田かずひこ わたなべさつ子	
欠席委員	な し	
欠 員	な し	
会議事件 のため出席した者の 職氏名	副市長 情報課長 総務部次長 財政課長 課長補佐 財政係長 管財係長 営繕係長 くらし文化部長 次長 たつせがある課長 課長補佐 安心安全課長 課長補佐 防災消防係長 生涯学習課長 課長補佐 建設部長 次長 みどりの推進課長 課長補佐 緑化推進係長	鈴木孝美 児玉 剛 福岡隆也 井上隆雄 浅井紳一郎 寺島卓哉 加藤優作 樋口展行 門前 健 高木昭信 名久井洋一 西本 拓 久保田直也 山際裕行 鈴木洋輔 粕谷庸介 山田克仁 磯村和慶 矢野克明 山本一裕 加藤紀子 作石裕介

計 22 人

職務のため 出席した者 の職氏名	議長 岡崎つよし 議会事務局長 横地賢一 主任 浅井良和
会 議 録	別紙のとおり

別紙

委員長 開会宣言

議長 あいさつ

副市長 あいさつ

議案第 38 号 長久手市都市公園条例の一部を改正する条例について

みどりの推進課長

議案第 38 号について説明

山田委員 長久手中央 2 号公園利用促進協議会はどうなったか。

たつせがある課長

令和 5 年 3 月に「長久手中央 2 号公園 活用の手引」を策定して、一
区切りを付けた。今後は必要な案件が生じた場合にその都度開催する。

山田委員 この公園の清掃や植栽の管理は指定管理業務の範囲になるのか。

たつせがある課長

そのとおりである。

山田委員 指定管理料を引き上げるようだが、指定管理の業務が多くなるのか。

たつせがある課

これまでのリニモテラス公益施設の管理に加えて、新たに長久手中央
2 号公園の管理業務も増えることになる。

山田委員 指定管理者の自主事業で稼げるはずなのに指定管理料を年 1,600 万円
も引き上げている。それほど業務が増えるのか。

たつせがある課長

公園の植栽管理、清掃などの管理、公園利用に対する相談やコーデ
ィネットの業務を勘案して増額している。

さとう委員 条例第 9 条の別表には、物品販売を行う際の使用料は、1 日につき上
限 1,100 円となっている。例えば、マルシェをやるといろいろな業者が参
加することになるが、1 業者ごとに 1,100 円を徴収するのか。

みどりの推進課長

申請された事業主体から、使用料を徴収する。

山田委員 道路使用許可をとって出店しているキッチンカーなどからも料金を
徴収するのか。

みどりの推進課長

申請された事業主体から 1 日 1,100 円を徴収する。

田崎委員 料金の上限を撤廃していくことは考えているか。

みどりの推進課長

現状イベントの実施が少ない状況である。今後イベントの実施が増え
れば検討していくことも必要と考える。

田崎委員 都市公園の指定管理者は何者いるか。

みどりの推進課長

長久手緑化事業協力会 1 者である。

田崎委員 杵ヶ池体育館の指定管理者であるハマダスポーツ企画株式会社が、都市公園である杵ヶ池公園の清掃をしているのはなぜか。

生涯学習課長 指定管理者へのサウンディング調査時に、杵ヶ池体育館と杵ヶ池公園を一体として事業を展開し、スポーツに親しみのない人も含めて、杵ヶ池公園に集まってスポーツに親しんでもらえるようなきっかけづくりをしたいとの事業提案があったため、体育施設 6 施設と杵ヶ池公園を合わせて指定管理者の指定をした。

田崎委員 先ほど都市公園の指定管理者は 1 者との答弁だったが、ハマダスポーツ企画株式会社も指定管理者として都市公園を管理している状況である。答弁の整合性がとれていないのではないか。

みどりの推進課長

都市公園の指定管理者は、長久手緑化事業協力会とハマダスポーツ企画株式会社の 2 者であると訂正する。

わたなべ委員 第 17 条第 5 項には「市長の承認を得て利用料金の全部又は一部を還付することができる。」とあるが、どのような場合か。

みどりの推進課長

許可を受けた者の責めに帰すことができない自然災害などの場合が考えられるが、事案ごとに判断することになる。

さとう委員 血の池公園の利用料は現在市の歳入となっているが、今後は指定管理者に入ることになるのか。

みどりの推進課長

管理者が常駐していない公園では、利用申請手続きなどはその場で行えないため、指定管理者による市民サービスの向上にはつながらないと考えている。そのため、市に利用申請をしてもらい、市の歳入となる。

さとう委員 杵ヶ池公園はハマダスポーツ企画株式会社が指定管理をしている。長久手中央 2 号公園は新しい指定管理者が管理することになる。それぞれの公園の利用料金の徴収はどうなるのか。

たつせがある課長

令和 6 年度以降は、リニモテラス公益施設と一体で指定管理をしていくことになるので、利用料金の徴収も指定管理者で行う予定である。

生涯学習課長 杵ヶ池公園の指定管理業務には、公園の行為許可権限は含まれていない。この権限を付与すると業務の範囲を超えることになるので、指定管理者が事務に対応するための指定管理料に影響が出ると考える。次期の指定管理者の指定に向けて、現在の指定管理者と調整しながら、行為許可の権限付与に関して検討していきたい。

田崎委員 指定管理業者の収入が増えるのであれば、指定管理期間の満了前でも速やかに実施すればよいと考えるが、できないのはなぜか。

生涯学習課長 行為許可は、公園内でこういった申請をされるのか不明確であり、判

断基準について、指定管理者と調整をする必要があると考える。ただ、行為許可申請の実績は多くないので、判断基準の擦り合わせができれば、権限付与はできると考える。

田崎委員 杣ヶ池公園内にある杣ヶ池は指定管理の範囲ではないと過去に答弁している。池を活用した収益事業もできると考えるが、今後も池自体を指定管理の範囲から外していくのか。

生涯学習課課長補佐

池のヒシ対策については、指定管理料に含めていないので、指定管理の範囲に池の管理自体を含めることは考えていない。

田崎委員 例えば、池でボートなどの収益事業の可能性があっても、池自体が指定管理の対象ではないので、収益事業を行うことができない。収益事業が行える可能性があれば、指定管理者にやってもらい魅力アップにつなげていくべきではないか。

生涯学習課長 池にこだわらず、杣ヶ池公園を活用したジョギングイベント開催などのアイデアで公園を活性化していただき、収益をあげてもらいたいと考える。

わたなべ委員 現在のリニモテラスの指定管理期間は、令和6年3月31日までとなっている。令和6年度から新たな事業者が指定管理者になるのか。

たつせがある課長

事業者を公募し、令和6年度から長久手中央2号公園も含めた指定管理になる予定である。

さとう委員 第17条第4項には「指定管理者は、あらかじめ市長の承認を得て定めた基準により、利用料金の全部又は一部を免除することができる」とあるが、この基準はすでに定めているか。

みどりの推進課長

現在調整中であり、今後作成していく。

さとう委員 どのような場合に全部又は一部免除する方針か。

みどりの推進課長

公用や地域での利用については、減免の対象とする可能性はある。

質疑及び意見を終了

討論

反対討論 なし

賛成討論

田崎委員 指定管理者の経営努力による収益確保のアイデアがある時は、市もそれを応援することで、市の歳入になる部分もある。条例改正を進めると同時に、あらゆる努力をしていただきたいと要望して、賛成する。

採決

賛成全員により、原案のとおり可決

委員長 この際、暫時休憩。

＜午前 10 時 05 分休憩＞

＜午前 10 時 15 分再開＞

委員長 休憩前に引き続き会議を再開。

所管事務調査

市庁舎の防災拠点としての機能継続にかかる現状と課題について

財政課長 長久手市業務継続計画（BCP）では、災害対応の拠点となる場所を市役所の本庁舎及び北庁舎としている。本庁舎は、昭和 42 年度竣工、鉄筋コンクリート造 3 階建て、延床面積 3,489.42 平方メートルで、平成 15 年度に耐震改修工事が完了している。建築から 55 年が経過しており、震度 5 の地震で倒壊しないという旧耐震基準の建物である。平成 15 年度に耐震改修工事を実施し、現在では新耐震基準と同等の耐震性能を有した建物となった。北庁舎は、平成 21 年度竣工、鉄骨造 2 階建て、延床面積 709.01 平方メートルである。こちらは、新耐震基準を満たして建築されているので、震度 6 から 7 の地震でも倒壊しない強度が認められている。災害時は北庁舎 2 階に災害対策本部を設置することになっている。

大規模な地震が起きた際、BCP に基づいた業務を庁舎で円滑に行う必要がある。耐震改修工事により、柱や梁などの建物の構造体は、ただちに倒壊する恐れはないと考えられるが、非構造部材による被害、例えば、つり天井が落下したり、窓ガラスが割れて飛散したりといった被害によって、執務室の利用が困難となる場合も想定されたので、こうした課題について、庁舎等防災対策調査を令和 3 年度に実施した。この調査で、本庁舎の天井は、ただちに落下、崩落する危険がある状態ではなかった。しかし、天井材の老朽化や、天井を吊っている下地等で強度が十分ではない箇所が確認された。また、本庁舎の窓ガラスなどは、強化ガラス等ではなく、通常のガラスが多いことがわかった。例えば、地震の際に 2 階で割れた窓ガラスの破片が地上に落下すれば、大変な事故になる可能性もある。なお、北庁舎については、本庁舎で確認されたような被害の可能性は低いことがわかった。

令和 4 年度、本庁舎で地震の際に破損する可能性があるとしてされたすべての窓ガラス等のガラス類に、飛散防止フィルムを貼る防災対策を実施した。なお、令和 3 年度の調査と令和 4 年度の防災対策は、西庁舎及び保健センターでも同様に実施している。

現状の課題と今後について、本庁舎は、耐震改修工事等の対策を実施しているものの、建物自体の老朽化も進行しているため、新庁舎の建築を見据える中で、なるべく費用をかけずに、非常時優先業務に円滑に取り組める環境となるよう、検討していきたい。

天井の改修工事を行えば、より安全性は高まるが、通常業務を行いながら、並行して改修工事を行うことになると、頭上での作業となるので、時間も費用もかかる。本庁舎事務室の天井は、脱落によって重大な危害が生ずる恐れがある特定天井には該当していない。また、一部の倉庫などを除き、すべての照明をLED化しているため、落下して蛍光灯が割れる危険もない。このため、地震で天井の一部が脱落したとしても、落下物を取り除けば、非常時の優先業務を行うことは可能であると考えている。

安心安全課長 大規模な地震が発生した場合の指揮拠点となる建物として、北庁舎と本庁舎を位置付けている。BCPでは、この2つの庁舎で、指揮が執れない事態に備え、福祉の家と、保健センターも代替庁舎として指定している。

北庁舎と本庁舎の非常用電源として、軽油 980 リットルで 72 時間稼働できる自家用発電機 1 台を設置している。なお、北庁舎については、災害対応に特化した設備があるので、これに加えて専用の自家用発電機を設置している状況である。

北庁舎に設置されている防災対応設備については、標準的なものが 4 つある。1 つ目、防災行政無線システム（同報系）装置について、災害時に市民への情報伝達を迅速に行うためのシステムである。市内 10 か所の子局から、サイレンや音声で情報を放送する。2 つ目、防災行政無線システム（移動系）無線機について、職員と災害対策本部間の情報伝達ツールとして一定数を確保している。3 つ目、全国瞬時警報システム（Jアラート）受信装置について、国が配信した弾道ミサイル情報、緊急地震速報など、対処に時間的余裕のない事態に関する情報を受信し、連動して防災行政無線が起動する仕組みになっている。4 つ目、愛知県高度情報通信ネットワーク装置について、県と県内市町村との行政通信システムである。災害時の被害情報や応援・支援の内容等をシステムを通じて共有することになる。地上系と衛星系の 2 つのネットワークで回線が構築されており、冗長化が図られている。

これら北庁舎の各防災行政無線、Jアラートなどの機器は、2 階の安心安全課事務室に隣接している無線室に配置している。事務室の隣には、災害対策本部室があり、災害対策本部員が集まり、各種災害対応の意思決定を行う場所となっている。また、事務室内には各種ネットワーク端末を配置している。

大規模な地震が発生した場合には、災害用システムにあわせて普段使用している行政システムが必要になってくる。基幹系システム、情報系

システム（グループウェア等）、インターネット系システム、市ホームページシステム等である。これらの行政システムのサーバは、主に本庁舎1階電算室に設置されている状況である。

令和2年度に実施した計画停電調査については、災害による停電を想定し、庁舎内を停電させて、自家発電設備を含めた各種防災機能がどのような状況になるか確認するために11項目の調査を実施した。主な7項目を紹介する。1つ目、本庁舎と北庁舎について、非常電源により一定の照明と電源を確保できた。2つ目、一定のPC端末が起動できた。3つ目、本庁舎の行政システムサーバは、非常電源により機能継続された。4つ目、北庁舎の防災対応機器に障害は発生しなかった。5つ目、災害時優先電話は、機能の継続が認められた。6つ目、北庁舎の有線・無線の庁内ネットワークについては、使用不可になった。このネットワークが使えないと、普段使用している行政システムが使用できなくなるので、電源が必要な機器を非常用電源の負荷として接続することで、障害が発生しない状態を確保できたので対策済みとした。トイレについては、一部赤外線センサーで小便器の水が出るものがあるが、停電に伴い、一部で障害が発生した。

課題は2点ある。1つ目、停電時は、非常電源の給電範囲が限定的となり業務処理に一定の制約を受ける。平常時と同じく電源を必要とするすべての機器を起動できるようにするには、発電機の容量を著しく大きくしなければならないので、制約を受けると考えている。2つ目、行政システムについて、サーバ本体を始め、ネットワーク構成機器の一部でも障害が発生した場合、使用不可となることである。これは、各種災害で被災した自治体の検証報告書を見ても、このことがよく列記されている。サーバについては、機器が市役所にあるものもあれば、クラウドにあるサーバもあるので、そういったものとのネットワーク構成について、十分に配慮が必要だと認識している。

にしだ委員 窓に貼り付けている飛散防止フィルムに使用期限はあるか。また、貼り替えは必要か。

管財係長 J I S規格に基づくものであり、使用期限は設けられていない。劣化具合を確認しながら、必要であれば対応していくことになる。

にしだ委員 劣化具合によっては、全面強化ガラスに交換することもありえるか。
管財係長 今後のことも見据えながら検討していきたい。

にしだ委員 停電時は、非常電源の給電範囲が限定的となり業務処理に制約を受けるとのことだが、来庁者等の安全を守る最低限の仕組みは確保できているのか。

安心安全課長 北庁舎は、制約を受けない。本庁舎は、財政課や市民課などの一部のエリアを限定して防災電源が使用できるようにしているのので、それ以外のエリアでは事務処理上の制約を受ける。

水野委員 非常用電源は本庁舎で72時間稼働できるとのことだが、備蓄燃料980

リットルを使い切る想定か。また、発電機自体がそれ以上稼働できないのか。

営繕係長 燃料を使い切ることを想定している。72時間以上使用したことがないので、どのタイミングで機器の交換をするのかは検証できていない。

水野委員 給油できない場合は、省電力に努めれば長持ちするのか。

営繕係長 使用電力を減らせば、長持ちする可能性はある。

わたなべ委員 市長室は本庁舎にあるが、災害対策本部室は北庁舎にある。災害対策本部長である市長は、災害時にどちらの庁舎に詰めるのか。

安心安全課長 北庁舎の災害対策本部に詰めることになる。

山田委員 市外在住の職員が多いと思うが、災害時に登庁することはできるのか。

安心安全課長 平成29年度に380人を対象に参集時間調査を実施した。自宅から徒歩で3時間以内に参集できる職員は86.6パーセントだった。職員の入替わりもあるので、再度同様の調査をするかは課題と考えている。

水野委員 災害時に長時間勤務となった場合に、職員が休憩できる場所は確保しているか。

安心安全課長 災害時の具体的な休憩場所は決めていないので、庁舎内を有効活用して対応する。

ささせ委員 停電時には一部のトイレが使用できなくなるとのことだが、どれぐらい使えなくなるか。

管財係長 センサー付きの男性用小便器は20器程度使用できなくなる。

ささせ委員 災害時にけがをした場合に治療してもらえる場所はあるか。

安心安全課長 負傷した職員の対応を具体的に計画していないが、災害時には保健センターが医療救護所になるので、状況をみながら対応することになる。

山田委員 停電時にエレベーターは動くのか。

営繕係長 非常用電源では動かない。

さとう委員 天井はただちに落下しないとのことだが、下で働く職員が危険である。下地等の強度が不十分な箇所は、どのぐらいの範囲で確認されているのか。

営繕係長 本庁舎では目視により下地の確認をしている。不十分な箇所は何か所か確認されている。

さとう委員 長期財政計画では、令和13年度までに基金に20億円を積み立てて、令和13年度以降に新庁舎を整備するとのことだったが、現在の基金残高はどれぐらいか。

財政課長 公共施設等整備基金残高は、令和4年度末現在で24億2,300万円である。公園西駅の保留地処分金を区画整理事業に返済するために約2億2,000万円、旧香流苑の用地買収に約4億3,000万円、旧香流苑解体工事費で数億円の取り崩しを予定しており、令和5年度末には20億円を下回ると考えている。

さとう委員 市役所のトイレは水道がとまっても使えるのか。

管財係長 断水時は全庁的にトイレが使えなくなる。

さとう委員 各家庭にトイレの凝固剤を備蓄しようと呼びかけていると思う。市役所には、多くの職員が集まるが、マンホールトイレなどの対策をしているか。

安心安全課長 職員向けの対策は特にしていないが、まずは携帯トイレ等の備蓄を有効活用していきたいと考えている。

野村委員 今回の調査で問題がなくても、庁舎の老朽化は進む。今後も調査をしなければならぬと思うが、どう考えているか。

財政課長 点検などで不具合が確認されれば、対応できるところは対策しながら建物の延命に努める。

田崎委員 北庁舎は新耐震基準を満たしているが、本庁舎は新耐震基準と同等とのことである。使い分けはどのようなか。

営繕係長 I s 値（耐震指標）が 0.6 以上であれば、震度 6 以上の振動や衝撃に対して建物が崩壊する危険性が低いと示されている。本庁舎は I s 値 0.9 の強度があるため、新耐震基準と同等以上とした。

田崎委員 北庁舎と本庁舎では、同じ物差しで調査できないのか。

営繕係長 新耐震基準では、建物の構造自体に横揺れ対策が含まれているので、補強により強度を増した旧耐震基準の建物とは物理的に同じ物差しで判断できない。そのため、I s 値を用いて同程度とした。

田崎委員 B C P を発動して業務継続をする時に、代替庁舎を設定するにあたり、優先順位を付けて運ぶ機材などはあるか。

安心安全課長 代替庁舎に関して優先順位は付けていない。保健センターは 1、2 階が医療救護所になるので、3 階が代替庁舎の位置付けとなる。どういったものを代替庁舎に持ち込むか整理できていないので、課題であると認識している。

田崎委員 福祉の家はボランティアセンターがあるのでボランティアの拠点にもなると思う。どこのフロアを代替庁舎として使用する想定なのか。

安心安全課長 福祉の家はボランティアセンターや福祉避難所などの複数の機能をもつこととなるので、基本的には事務室を中心に活用することになる。

田崎委員 サーバなどの情報関連は災害時にどのように連携していくのか。

安心安全課長 業務継続計画が発動すると情報課は情報班としてシステムの復旧などの対応を行う。

田崎委員 情報発信は防災行政無線よりも L I N E 発信のほうがよいのではないか。

安心安全課長 外部につながるネットワーク端末もあるので、使用可能なツールを駆使して、必要な情報を適宜配信する。

田崎委員 非構造部材の修繕をしながら通常業務をしていくことは難しいとのことである。そうであれば建て替えるしかないと考える。非構造部材を課題としている中で、費用をかけずにどのような対策をしていくのか。

財政課長 天井を強化するには、すべての天井や照明、空調等を取り外す工事が必要になる。その下で事務を継続することは難しいため、順番に事務室

の職員がどこかの会議室に移動してもらうしかないが、通常業務と並行して進めるのは実際には難しいと考える。室内照明のLED化は省エネに加えて、落下時の被害を抑えられる面もある。このような被害を抑える施策があれば取り入れながら、現庁舎の延命に努めていきたい。

委員長 質疑がないようなので市庁舎の防災拠点としての機能継続にかかる現状と課題の所管事務調査を終了する。

委員長 閉会中の継続調査について継続調査申出一覧のとおり、引き続き閉会中も継続して調査することを提案するがよろしいか。

<異議なし>

異議なしのため継続調査とし、継続調査申出書を委員長から議長に申し出ることによって全委員了承。

委員長 委員長報告は委員長と副委員長への一任を確認。

委員長 閉会宣言

午前 11 時 06 分終了

以上、要点筆記は会議内容と相違ないので署名する。

令和 5 年 6 月 19 日

総務くらし建設委員会委員長 野村 弘